ministre.gouv.fr/fr/p.cfm?ref=42185> (last access 2004.4.16)

・「社会的対話:政府の改革(2003.10.15)」(Dialogue social: la reforme du Gouvernement) http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm? ref=40926 > (last access 2004.5.13)

(6) 上院サイト:

・「全生涯にわたる職業教育及び社会的対話に関する法案」(主旨) (Projet de loi relatif à la formation professionnelle tout au long de la vie et au dialogue social (Objet du text)

http://www.senat.fr/dossierleg/pj103-133.

html>(last access 2004.4.19)

(7) 下院サイト:「全生涯にわたる職業教育及び社会

的対話に関する法案」(両院同数合同委員会)(Projet de loi relatif à la formation professionnelle tout au long de la vie et au dialogue social(Commission mixte paritaire)<http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/formation_profession-nelle.asp>(last access 2004.4.13)

(8) 新聞

- · La Tribune 2001.7.16.
- · Les Echos 2001.7.17, 2004.4.7.
- · Le monde 2003.11.7, 2004.2.27.
- · Le Figaro 2003.10.15, 11.6, 2004.3.3.

(かど あきら・海外立法情報調査室)

【短信:ドイツ】

ドイツにおける DNA 鑑定関連法規の改正

渡邊 斉志

ドイツでは、2004年4月1日から、刑事手続に関連したDNA鑑定の実施要件が緩和された。これは、「性的自己決定権に対する犯罪についての規定及びその他の規定を改正するための法律」が施行されたことによる。

この法律は、性的自己決定権、すなわち、妊娠や性行為等について自ら自由に決定を下すことができる権利を侵害するような犯罪の防止を目的としたものであり、児童及び少年への性犯罪に対する刑罰の強化、児童ポルノの頒布に対する刑罰の強化、そしてDNA鑑定の活用拡大等を内容としている。本稿では、このうち、DNA鑑定に関する法規の改正を紹介する。なお、従前のDNA鑑定関連規定については、本誌211号に掲載された拙稿を参照されたい。

1 法改正の背景

刑事手続における DNA 鑑定について規律した法律としては、刑事訴訟法(Strafprozeßordnung)と DNA 同一性確定法(DNA-Identitätsfeststellungsgesetz)が存在している。従来、これらの法律では、被疑者若しくは被告人又は証人に対する DNA 鑑定は、裁判上重要な事実を確認するために必要な場合に限り、裁判官の命令によってのみ行うことができると定められていた。また、それ以外の場合においても、重大な犯罪を行い、かつ、当該人物に対し将来において刑事手続が再び行われる可能性があると認められたときには、DNA 鑑定を行うことができると定められていた。

しかし、後者(将来の刑事手続に資するため

170 外国の立法 221 (2004.8)

のDNA鑑定)については、かねてから以下のような問題点が指摘されてきた。すなわち、DNA鑑定は特に性犯罪の取締りに有効であるが、その一方で、すべての性犯罪が重大な犯罪とみなされるわけではない。そのため、性犯罪を行った者であってもDNA鑑定の対象とならない場合が多数存在しており、DNA鑑定の効果が十分に上がっていない、というものである。

例えば、露出行為で有罪判決を受けた者の1~2%は、その後4年以内に暴力犯罪を理由に再び有罪判決を受けるとの調査結果が存在している。だが、露出行為のみでは重大な犯罪とはみなされないため、これまでの規定の下では、この種の者のDNA鑑定を予め行っておくことはできなかった。

今回の法改正は、主にこのような認識に基づいて行われたものであり、性犯罪を行った者に対しては、当該人物が行った犯罪が重大であるか否かを問わず、DNA鑑定を実施できるようにすることを主眼としている。

2 議会審議の動向

今回成立に至った法案は、社会民主党(SPD) と90年連合/緑の党 (緑の党)からなる連立与党が2003年1月28日に連邦議会に提出したものであるが、これと相前後して、幾つかの法案又は法案提出を求める動議が上程されている。これらはいずれも成立には至らなかったものの、多くの点で連立与党提出法案と類似している。殊に、DNA鑑定の対象を性犯罪を行った者にまで拡大するという規定は、すべての法案及び動議に盛り込まれている。したがって、この点においては、早い段階から与野党間で合意が形成されていたことが窺える。

(キリスト教民主/社会同盟提出法案)

2002年秋からの第15立法期において、DNA 鑑定関連法規の改正を内容とする法案を最初に 議会に提出したのは、野党会派であるキリスト教民主/社会同盟(CDU/CSU)であった。CDU/CSUは2002年11月5日、「性犯罪及びその他の重大な犯罪からの国民の保護を改善するための法律案」を連邦議会に提出した。この法案は、DNA鑑定の対象を、重罪を犯した者のほか、性的な背景を有する犯罪を行った者にまで拡大すること等を内容としていた。しかし、この法案は、DNA鑑定関連規定以外の部分で与党会派の賛成を得ることができず、2003年7月3日に否決されている。

(連邦参議院での法案提出動議)

バイエルン州は2002年11月3日、法案提出を 求める動議を連邦参議院に提出した。この動議 は、「重大な犯罪から国民を保護するための法律 案」と称する法案の提出を連邦参議院に要求す るもので、CDU/CSU提出法案とかなりの部分 で類似した内容を持つものであった。しかし、 この動議は2003年3月14日に連邦参議院で否決 されている。

(連邦参議院提出法案)

連邦参議院は2003年2月5日、「性的背景を有する犯罪に際しDNA鑑定を実施するための法律案」を提出した。これは、バーテンーヴュルテンベルク州が2002年12月6日に提出した、法案提出を求める動議に基づくものである。この法案も、CDU/CSU提出法案と同様に、DNA鑑定の対象を性的な背景を有する犯罪を行った者にまで拡大することを内容としていた。

(連邦参議院での法案提出動議)

バイエルン州とヘッセン州は2003年7月4日、法案提出を求める動議を連邦参議院に提出した。この動議は、「DNA鑑定に関する規定を改善するための法律案」と称する法案の提出を連邦参議院に要求するものであった。法案では、

裁判官のほか検察官及びその補助官も DNA 鑑定の実施を命じることができるようにすることのほか、CDU/CSU 提出法案と同様に、DNA 鑑定の対象を性的な背景を有する犯罪を行った者にまで拡大することが想定されていた。

3 成立した法律の概要

上に述べたとおり、今回成立したのは SPD と緑の党が共同で提出した法案である。法案には審議の過程で修正が加えられているが、DNA 鑑定に関連した部分については提出時のまま成立に至っている。

法律は、全9章より成っている。第1章は刑法典の改正、第2章は裁判所構成法の改正、第3章は刑事訴訟法の改正、第4章はDNA同一性確定法の改正、第5章は少年裁判所法の改正、第6章は刑法典施行法の改正、第7章及び第8章は関連する法規命令についての規定、第9章は施行についての規定である。このうち、DNA鑑定に関連するのは第3章及び第4章である。

(刑事訴訟法第81e条の改正) (DNA 同一性確定法の改正)

従前の規定では、DNA鑑定は、血縁関係や、 採取された痕跡物質が被疑者又は被告人に由来 するという事実を確定するのに必要な限りにお いて認められていた。だが、実際には、性別の 判定を行うことが必要な場合も存在する。その ため、性別の判定を目的とした DNA鑑定が合 法であることが法律に明記された。

(刑事訴訟法第81g 条の改正)

従前の規定では、将来において刑事手続が行われる可能性を想定してのDNA鑑定は、重大な犯罪、特に、重罪又は軽罪のうちの性的自己決定権を侵害する罪、危険な身体傷害の罪、加重窃盗又は恐喝の被疑者又は被告人に対してのみ行うことが認められていた。そのため、性犯

罪のうち、重大とはいえないもの、例えば、露出行為、ポルノグラフ的文書の頒布、公的不法妨害の惹起、禁じられた売春(特定の時間や場所における売春であって、法規命令で禁じられたもの)又は少年に危険を及ぼす売春(学校の近傍や、18歳未満の者が居住する家での売春)等の罪を犯した者に対しては、このようなDNA鑑定を行うことはできなかった。しかし、こうした犯罪を行った者が、将来、より重い罪を犯す例は少なくないとされる。そこで、性的自己決定権を侵害する犯罪を行った者に対しては、それが重大なものでなくとも、将来における刑事手続を想定してDNA鑑定を実施することができるとされた。

なお、DNA鑑定実施の可否を決定するのは 裁判官であるが、将来における刑事手続を想定 したDNA鑑定の実施を認める際には、裁判所 による理由書には、当該被疑者又は被告人に よって行われた犯罪が重大であると判断する上 で決定的であった事実、当該被疑者又は被告人 に対し将来において刑事手続が行われる可能性 があることを理由付ける知見等を記さなければ ならないとされた。

(刑事訴訟法第88条の改正)

発見された死体の身元確認を目的として DNA鑑定を実施できることが法律に明記された

4 今後の課題

今般の法改正により、すべての性犯罪者に対する DNA 鑑定が可能となった。しかし、DNA 鑑定のさらなる拡大を巡っては、与野党間で意見の対立がみられる。例えば、現在、DNA 鑑定の実施を命じる権限を持っているのは裁判官のみであるが(刑事訴訟法第81f条第1項)、CDU/CSU がこの権限を検察官及びその補助官にも与えるべきであると主張しているのに対し(上

記「連邦参議院での法案提出動議」の項参照)、 政府与党はこれに反対している。

注

- (1) Gesetz zur Änderung der Vorschriften über die Straftaten gegen die sexuelle Selbstbestimmung und zur Änderung anderer Vorschriften (BGBl. I 2003 S.3007)
- (2) 渡邊斉志「ドイツにおける DNA 鑑定に関する立 法動向」『外国の立法』211号,2002.2,pp.36-47.(邦 訳あり)
- (3) なお、「DNA-Identitätsfeststellungsgesetz」の日本語訳としては、「DNA 同定法」「DNA 鑑定法」等の訳語が存在している。しかし、この法律について紹介した邦語文献は未だ少なく、定着した邦訳名は存在していないものと思われる。そこで、本稿では、注2の文献で筆者が使用した「DNA 同一性確定法」の訳語を差し当たり用いることとする。なお、「DNA 同定法」の訳語を用いているのは以下の池田論文、

「DNA 鑑定法」の訳語を用いているのは以下のドイツ憲法判例研究会による判例紹介である。

池田秀彦「ドイツでの DNA 鑑定に関する諸法の成立過程とその基本的内容」『創価法学』30巻 2/3号,

2001.3, pp.3-34.

池田秀彦「ドイツでの DNA 鑑定に関する最近の判例」『創価法学』32巻 1 / 2 号, 2002.11, pp.187-197. ドイツ憲法判例研究会「ドイツ憲法判例研究(117) DNA 鑑定と情報自己決定権」『自治研究』79巻 8 号, 2003.8, pp.142-149.

- (4) BT Drucksache 15/350, S.11.
- (5) BT Drucksache 15/350
- (6) Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung des Schutzes der Bevölkerung vor Sexualverbrechen und anderen schweren Straftaten (BT Drucksache 15/29)
- (7) 法案の理由書では、このような行為の例として、露 出行為、性的背景を有する中傷等が挙げられている。BT Drucksache 15/29, S.13.
- (8) BR Drucksache 850/02
- (9) Entwurf eines Gesetzes zur Erweiterung des Einsatzes der DNA-Analyse bei Straftaten mit sexuellem Hintergrund (BT Drucksache 15/410)
- (10) BR Drucksache 465/03
- (11) BT Drucksache 15/1311

(わたなべ ただし・海外立法情報課)